

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：740億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

【対象農産物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

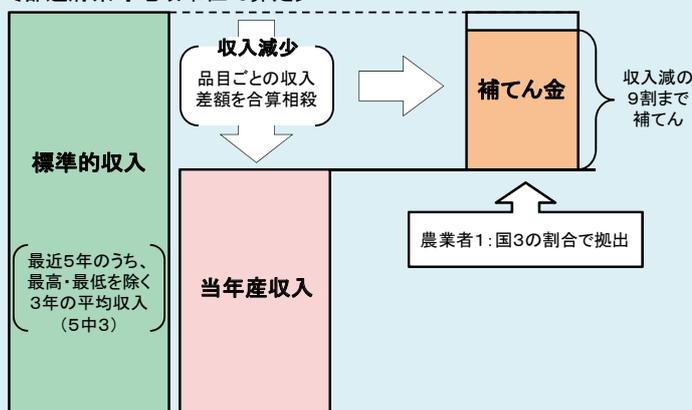
（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

〔都道府県等地域単位で算定〕



【標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

31年産から収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えます！

＜収入保険＞

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

＜ナラシ対策＞

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

・31年産からは、収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することになります（重複加入はできません。）。

・ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、34～35ページを参照してください。

(2) 31年産ナラシ対策の加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【平成31年4月1日～7月1日】

- 農業者は、様式第1号「[経営所得安定対策等交付金交付申請書](#)」の裏面（25ページ参照）に、31年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、[地域農業再生協議会又は地方農政局等](#)に提出してください。

② 積立金の納付【平成31年5月下旬～7月31日】

- 農業者の積立額（※1）は、国が農業者ごとに算定し、通知します。
 ※1 加入申請時に申し出た生産予定面積と、毎年5月に告示予定の10a当たり標準的収入額に基づき算定されます。
- 農業者は、国からの通知に基づき、[標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額（10%コース）又は20%の収入減少に対応する積立額（20%コース）のいずれかを選んで積立金を納付（※2）](#)してください。

農業者の積立額（20%コースを選択した場合）

$$= \text{標準的収入額（品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域ごとの10a当たり標準的収入額」の合計）} \times 20\% \times 9割 \times 1/4 \text{（注）}$$

$$= \text{標準的収入額} \times 4.5\%$$

（注）農業者1：国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担（積立額）となります。

- ※2 20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、前年産からの繰越分を差し引いた額を納付します。

<積立額（加入時）の算定例>

Aさん（生産予定面積が米6ha、大豆4ha）が20%コースを選択した場合

品目	Aさんの 生産予定面積 ①	Aさんの地域の10a 当たり標準的収入額 ②	Aさんの標準的 収入額 ③=①×②	Aさんの 積立額 （加入時） ④= ③の合計×4.5% （円）
	(ha)	(円/10a)	(円/10a)	
米	6	125,000	7,500,000	
大豆	4	20,000	800,000	
合計			8,300,000	373,500



ナラシ対策への加入手続はこれで完了です！

③ 補てん金の交付申請 【翌年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(※1))に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、交付申請書とともに生産実績数量の証明書類(※2)を地方農政局等に提出してください。

※1 生産実績数量について

- 1 米
農産物検査3等以上のもの(種子は除く)で、主食用として収穫した年度の3月31日までに
- ① JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
 - ② 農業者又は農業者から委託を受けた者(JAや集荷業者以外)が、消費者等に販売することとしたものが対象です。
- 2 麦、大豆等
畑作物の直接支払交付金(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

※2 生産実績数量の証明書類について

生産実績数量の証明書類は、

- ① 農産物検査結果証明書
- ② 出荷契約書又は出荷伝票

などです。

これらの証明書類は決して捨てずに、交付申請まで大切に保管してください。
また、交付申請した年度の翌年度から5年間は大切に保管してください。



④ 積立額の確定 【翌年5月下旬～6月頃】

- 国において、出荷・販売実績(生産実績数量)から換算した面積(面積換算値)に基づき、積立金を再計算し、積立額を確定します。
- 再計算した積立額が加入時の積立額よりも
 - ① 少ない場合 → 加入時の積立額との差額を返納します。
 - ② 多い場合 → 加入時の積立額が確定した積立額となります。

<積立額(確定)の算定例> Aさん(生産実績数量 米25,000kg、大豆8,000kg)の場合

品目	Aさんの 生産予定面積	Aさんの 生産実績数量	地域の 31年産単収	面積換算値	地域の10a当たり 標準的収入額	Aさんの 標準的収入額	Aさんの 積立額 (確定)
	(ha)	(kg)	(kg/10a)	③=①÷②	(円/10a)	(円/10a)	⑥= ⑤の合計×4.5%
米	6	25,000	500	5	125,000	6,250,000	(円)
大豆	4	8,000	200	4	20,000	800,000	
合計						7,050,000	317,250

⑤ 補てん金の算定・支払【翌年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づき算定し、5月下旬から6月頃に支払います。
- 地域の31年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん金の額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額 (品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10aあたり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額 (品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10aあたり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$

<補てん金の額の算定例>

(※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。)

- ① 標準的収入額と当年産収入額を算出します。

品目	Aさんの 面積換算値 ①	地域の10aあたり 標準的収入額 ②	Aさんの 標準的収入額 ③=①×②	地域の10aあたり 31年産収入額 ④	Aさんの 31年産収入額 ⑤=①×④
	(ha)	(円/10a)	(円)	(円/10a)	(円)
米	5	125,000	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	20,000	800,000	24,000	960,000
合計			7,050,000		6,210,000

- ② 標準的収入額と31年産収入額の差額の9割を算出します。

Aさんの 標準的収入額 ⑥=③の合計	Aさんの 31年産収入額 ⑦=⑤の合計	Aさんの 収入差額の9割 ⑧=(⑥-⑦)×9割
(円)	(円)	(円)
7,050,000	6,210,000	756,000



ナラシ補てん金として
Aさんに支払われます。

- ③ ②のうち、4分の3を国、4分の1を積立金で補てんします。

Aさんの 収入差額の9割 ⑧	うち、国からの 補てん額 ⑨=⑧×0.75	うち、農業者積立金 からの補てん額 ⑩=⑨÷3
(円)	(円)	(円)
756,000	567,000	189,000

確定した積立額(317,250円、13ページ参照)から、補てんに充てられた額(189,000円 ⑩)を差し引いた額(128,250円)が、翌年産に繰り越され、積立金の一部に充当されます。

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

平成31年4月1日より

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)	
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822	
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007	
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303	
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047	
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402	
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172	
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512	
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129	
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105	
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720	
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247	
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157	
	福島県拠点いわき駐在所	0246-23-8517	
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186	
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315	
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685	
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866	
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617	
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258	
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176	
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016	
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575	
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500	
	北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
		富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
石川県拠点地方参事官室		076-203-9140	
福井県拠点地方参事官室		0776-30-1619	

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室
佐賀県拠点地方参事官室		0952-23-3136
長崎県拠点地方参事官室		095-845-7123
熊本県拠点地方参事官室		096-211-9336
大分県拠点地方参事官室		097-532-6134
宮崎県拠点地方参事官室		0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
	沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省政策統括官付 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

サア

ミナハイロー

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ [経営所得安定対策](#)

[検索](#)